

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月30日
【会社名】	株式会社A C S L
【英訳名】	ACSL Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役C E O 鷲谷 聡之
【本店の所在の場所】	東京都江戸川区臨海町三丁目6番4号2階
【電話番号】	03-6456-0931
【事務連絡者氏名】	取締役C F O 早川 研介
【最寄りの連絡場所】	東京都江戸川区臨海町三丁目6番4号2階
【電話番号】	03-6456-0931
【事務連絡者氏名】	取締役C F O 早川 研介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年3月24日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に鷲谷聡之、早川研介、杉山全功、島津忠美の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役に静健太郎、捻橋かおり、大門あゆみの各氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額150百万円以内（うち社外取締役年額40百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決定に一任するものであります。

第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション付与の件

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、第4号議案の基本報酬とは別枠にて、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額50百万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	57,534	595	0	(注)1	可決 96.56
第2号議案				(注)2	
鷺谷 聡之	56,618	1,511	0		可決 95.02
早川 研介	56,764	1,365	0		可決 95.27
杉山 全功	56,768	1,361	0		可決 95.27
島津 忠美	57,393	736	0		可決 96.32
第3号議案				(注)2	
静 健太郎	54,659	3,470	0		可決 91.73
捻橋 かおり	57,438	691	0		可決 96.40
大門 あゆみ	57,433	696	0		可決 96.39
第4号議案	56,710	1,419	0	(注)3	可決 95.17
第5号議案	52,562	5,567	0	(注)3	可決 88.21
第6号議案	56,810	1,319	0	(注)3	可決 95.34

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によることとしております。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によることとしております。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によることとしております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上